

答 申

令和7年7月2日付で、貴職から諮問のありました「漫画の収集」及び「館内のルール・マナーの見直し」につきまして、ここに結論を得ましたので、本文のとおり答申します。

令和8年3月30日

足立区立中央図書館長 大久保 慎也 様

足立区立図書館協議会議長

大 串 夏 身

令和8年3月30日

足立区立中央図書館
館長 大久保 慎也 様

足立区立図書館協議会
議長 大串 夏身

「漫画の収集」及び「館内のルール・マナーの見直し」について（答申）

令和7年7月2日付7足地中発第686号により諮問を受けた標記の件について、下記のとおり答申いたします。

記

1 はじめに

足立区では、令和7年6月に「足立区図書館サービスデザインアクションプラン」（以下、アクションプラン）を策定しました。その中で、「区立図書館の目指す姿（ビジョン）」として、「本を読む人も読まない人も訪れ、区民でにぎわう図書館」を示しています。

近年、区立図書館は、「これまで図書館を利用していた人もそうでない人も、区立図書館を通じてより気軽に読書に楽しめるよう」最新のデジタル技術を取り入れながら利便性向上のための取り組みを実施してきました。

しかし、図書館の利用者は全区民の13%に留まっています。これは、従来の区立図書館が、普段から本を読む人、本が好きな人に図書館資料を提供することを主な目的としてきたためと思われます。

目指す姿（ビジョン）を実現するためには、新たな行動を起こすことが求められていると考えます。令和7年度の本協議会では、その手始めとして、漫画の収集、館内ルールの見直しについて検討を行いました。以下のとおり提案します。

2 漫画の収集と提供について

「文字を中心に記述された書籍」を中心とした現在の蔵書構成は、まさに「普段から本を読む人」「本が好きな人」をターゲットとしたものです。従来とは異なる利用者層に図書館への来館を促すため、次の方針で漫画の収集と提供を提案します。

（1）収集の目的

- ア 足立区にゆかりのある作家の作品、足立区を舞台とした作品を地域資料として保存し提供するため
- イ 読書習慣が少ない人々に向けた、学習や教養の入門書に代わる情報提供のため
- ウ 障がいのある方や日本語が母語ではない方など、「文字を中心に記述された書籍」

では情報を取得することが難しい人々に向けた、暮らしに役立つ情報提供のため

(2) 選定基準

漫画作品の種類は非常に広範であるため、収集にあたっては一定の基準が必要です。現在の蔵書構成との整合を図るため、足立区の資料収集方針に照らして次の基準で漫画作品を選定することが望ましいと考えます。

- ア 足立区在住・在勤・出生作家の作品、及び作品の全体または一部で足立区が舞台の作品は、地域資料として積極的に選定
- イ 区民の暮らし、学習、教養、趣味に資する実用性の高い資料を重視し、積極的に収集。特に、難解なテーマを漫画形式によって分かりやすく説明している学習漫画や実用漫画は、その理解促進効果を評価し、積極的に選定
- ウ 内容の正確性が高く、信頼できる情報を盛り込んでいる資料を重視。多様な対立する意見や、様々な学説が存在する分野については、特定の思想や信条に偏らないよう公平性と中立性に留意して収集
- エ 社会的に高い評価や影響力を得ている作品、各種漫画賞の受賞歴などを考慮して収集

(3) 収集する漫画の種別と作品例

作家や作品の内容等から、収集する漫画の種別としては下表のとおりAからGの7種類が考えられますが、それらを収集の目的に鑑みると、そのうちAからFの6種類から収集を開始することが望ましいと考えます。

なお、Gについては作品数が大変多いことから、収集の目的や選定基準を含め令和9年度以降の検討課題とします。

【図表1】漫画の種別及び作品例

種別		説明	主な作品例
A	足立区ゆかりの作家の作品	区出身・在住作家の作品	羽海野チカ『3月のライオン』 森川ジョージ『はじめの一步』
B	足立区が舞台の作品	全体または一部で足立区が舞台の作品	つげ義春『おぼけ煙突』 鈴木小波『ホクサイと飯さえあれば』
C	学習漫画	主に児童が対象で、学校で習う教科の内容を漫画で表現したもの	『日本の歴史』『世界の歴史』 『ドラえもんの学習シリーズ』 『世界史探偵コナン シーズン2』
D	実用漫画	主に大人が対象で、漫画を通して特定主題について学べる実用書・教養書	『中学数学は7日間でやり直せる。漫画でカンタン!』(410) 『患者と家族のための漫画で学ぶ脳卒中』(493.7) 『お花屋さんに聞く!漫画切り花図鑑』(627)
E	コミックエッセイ	主に大人対象で、作者の体験をもとに描かれたエッセイ・ルポルタージュ	『実録 保育士でこ先生』 保育 (376) 『人生最大の失敗』 離婚 (324) 『中年女子、ひとりで移住してみました』 農村生活 (611)
F	特定主題を学べるストーリー漫画	歴史・医療など、読むことで知識が広がり、様々な分野への関心が高まる作品	こうの史代『ぼおるぺん古事記』 日本神話 (210.3) 柏木ハルコ『健康で文化的な最低限度の生活』 生活保護 (369.2) 清水茜『はたらく細胞』 人体 (490) 鈴ノ木コウ『コウノドリ』 産科医療 (490) 井上雄彦『スラムダンク』 バスケットボール (783.1)
G	その他のストーリー漫画	上記以外の作品 (芸術・文化としての漫画)	鳥山明『ドラゴンボール』 山田鐘人・アベツカサ『葬送のフリーレン』

(4) 収集冊数

令和7年度における足立区の図書購入予算(約109,000千円)における一般図書との蔵書構成バランスを考慮すると、約5%程度(約5,000千円)を漫画の購入費として充てるのが望ましいと考えます。

なお、「(2) 収集する漫画の種別と作品例」で定義した種別のうち、A、Bは「地域資料としての漫画」、CからFは「入門書としての漫画」と性格が異なるため、それぞれ分けて検討が必要です。

【図表 2】 収集冊数及び所蔵館ごとの内訳

所蔵館	AB 収集冊数 (1館あたり)	CDEF 収集冊数 (1館あたり)	ABCDEF 収集冊数 (1館あたり)	収集冊数 (合計)
中央図書館	750冊	750冊	約1,500冊	約1,500冊
地域図書館 (14館)	各20冊	各230冊	※ ¹ 各約250冊	約3,500冊
合計	1,030冊	3,970冊	—	※ ² 約5,000冊

※1 地域図書館の収集冊数は、各館の書架スペースに応じて決定

※2 平均単価を1冊あたり1千円として約5,000冊

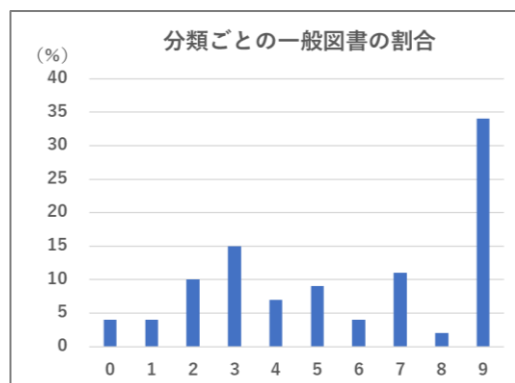
(5) 【C】【D】【E】【F】収集作品数(分類別)

CからFの漫画については、現在の区立図書館における一般図書の蔵書構成に準ずるバランスで収集するのがよいと思われます(【図表3】参照)。

特に、今回の収集目的である「入門書としての漫画」という性格を考慮すると、3類(社会科学)・4類(自然科学)・6類(産業)を手厚く収集することがよいかと思われます(【図表4】参照)。

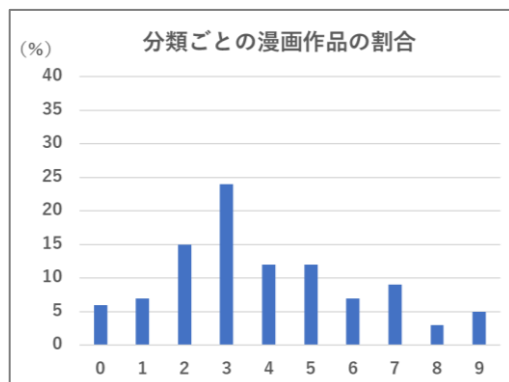
なお、9類(文学)の分野は小説を多く含むために、他の分野と同じように考えることができません。そのため、一般図書の割合に合わせる必要はないと考えます。

【図表 3】 足立区立図書館における分類ごとの一般図書の割合



0 総記	5 技術・工学
1 哲学・宗教	6 産業
2 歴史	7 芸術・スポーツ
3 社会科学	8 言語
4 自然科学	9 文学

【図表 4】 足立区立図書館における分類ごとの漫画作品の割合



0 総記	5 技術・工学
1 哲学・宗教	6 産業
2 歴史	7 芸術・スポーツ
3 社会科学	8 言語
4 自然科学	9 文学

(6) 【C】【D】【E】【F】種別の数の数え方（「作品数」と数えることについて）

漫画作品特有の要素として、特定主題を学べるストーリー漫画（F）は1巻で完結する作品は少なく、複数巻になる作品が多いため、冊数ではなく作品数で考えていくことが現実的であると考えられます。

テーマごとの入門書としてバランスよく収集・提供するためには、作品数に留意してください。

(7) 本棚への並べ方

収集した漫画をいかにして多くの方に手に取ってもらうかが重要であるため、配架する場所や展示の仕方については検討が必要です。

(8) 用途（閲覧用と研究・保存用）・貸出区分・所蔵

種別によって、用途や所蔵館を整理することが望ましいと考えます。

ア 用途

- ① A、Bは地域資料として収集する目的も兼ねているため、1冊目は研究・保存用として、2冊目以降は閲覧用とします。
- ② CからFは利用者の課題解決や新たなテーマに関心をもってもらう目的として、すべて閲覧用とします。

イ 貸出区分

足立区の特徴を考慮すると、研究・保存用として収集するA、Bの1冊目を除き、次の2点の理由から積極的に貸出を進めていくことが望ましいと考えます。

- ① 館内閲覧のみとすると、読みたいタイトルを所蔵している館が利用者の居住地から離れている場合、物理的な距離から利用を控える可能性が生じます。
- ② 地域館によっては小規模な施設もあり、混雑時には閲覧席数が不足する可能性があることから、漫画を借りて自宅等で読みたいというニーズが予想されます。

ウ 所蔵館

- ① 研究・保存用として収集するA、Bの1冊目は中央館にて所蔵
- ② 貸出可とする①以外の作品については、閲覧用として中央図書館・地域図書館に所蔵

【図表5】種別ごとの用途及び所蔵館

種別		用途	帯出区分	所蔵館
A	足立区ゆかりの作家の作品	研究・保存用（1冊目）	禁帯出	中央館
B	足立区が舞台の作品	閲覧用（2冊目）	貸出可	中央館
		閲覧用（3冊目以降）		地域館
C	学習漫画	閲覧用	貸出可	中央館 地域館
D	実用漫画			
E	コミックエッセイ			
F	特定主題を学べるストーリー漫画			

3 館内のルール・マナーの見直しについて

これからの時代に求められる新しい図書館は、単に本を借りたり情報を消費したりする場ではなく、利用者の活動や交流を促進する場として機能することが求められます。

本と情報の充実を図るとともに、利用者の行動をルール等で極力縛らず「みんなが居心地よく過ごすことができる居場所」を整備し、「本や情報を介したコミュニケーションや体験の場」として、活動のための余白をハード・ソフト両面で残す必要があります。

そのため、館内のルール・マナーの見直しを次の方針で試行をお願いします。

(1) 令和8年度の見直し対象

ア 音に関するルール

(ア) 背景

- ① 従来の図書館利用者は静謐な環境を求めており、図書館もそのような空間を提供していました。
- ② 一方、音を出すことを避けられない方（子ども、障がいのある方、等）やグループや親子で会話をしながら利用したい方にとっては、そのような環境が来館を妨げる要因となっています。
- ③ 今後は「にぎやか」「静か」どちらのニーズにも応えることができる空間づくりが重要です。
- ④ 生徒・学生たちが皆で対話をしながら学び合う学習方法が学校図書館・大学図書館に導入され、公共図書館でも学習・教育的な観点からそうした空間を用意することが求められるようになっていきます。

(イ) 見直し案

※ 会話・キータッチ音を区別せずに緩和することを想定

- ① 広さや間取りなどの環境要因によって館ごとの差異が大きいため、まずは区立図書館で最も面積の大きい中央図書館で試行
- ② 手法としては、令和7年8月から9月に実施した利用者アンケート（巻末資料参照）の結果から、ゾーニングによる緩和とします。
- ③ 音に関して最も需要の高い「子ども」や「ティーンズ」が使用する2階を試行エリアとします。
- ④ 試行の際は、目的や趣旨（アクションプランに基づき図書館が目指す方向）を来館者に明確に伝えることが重要です。
- ⑤ 試行期間は3か月程度が望ましいと考えます。また、試行期間中は利用者アンケート等で効果測定を行い、その結果を踏まえて適宜改良を図るべきです。

イ 電源の利用に関するルール

(ア) 背景

- ① 現在では、個人がスマートフォンやPC等の電子機器を日常的に持参していることも珍しくありません。
- ② また、近年の図書館に対するニーズは、調べものや読書等の明確な目的を持った利用だけではなく、いわゆるサードプレイスとして居心地の良さを求めて図書館へ来館するケースも増えています。
- ③ これらの背景から、公共施設の基本的なインフラとして、図書館でも電源の利用を緩和していくべきと考えます。

(イ) 見直し案

- ① 地域館を含めた区立図書館全体でのルール変更とします。
- ② 電源の利用にあたり、方針及び具体的な対応は次のとおりとします。

【図表7】電源に利用に関する方針及び対応策

方針	具体的な対応
目的設定不要	要綱の改定にあたり、目的は設定しません。 (参考：「足立区立図書館閲覧席に設置する電源の提供に関する要綱」第3条) 第3条 電源は、利用者が閲覧席の利用に伴い、 調査等により情報機器類を使用する場合に限り 、使用させることができるものとする。 2 館長は、前項に定める使用以外の目的で電源を使用しようとしている者に対し、使用の中止を命じることができる。
多くの人が利用できるように	電源がある席が混雑する館は、座席の指定席制を導入し、公平な利用環境とします。
発火リスクを考慮	マナーをコンセント付近に掲示。 ① バッテリー発火リスクを考慮し、充電中の離席は最小時間とします。 ② コンセントの消費電力許容範囲を超える機器接続はしないようにします(周囲の席と譲り合って使用)。

(2) 今後の検討課題

ア 館内の撮影に関するルール

※ 資料の撮影を除く

(ア) 背景

- ① 従来の図書館では、著作権保護を意識し図書館資料の撮影を防止する目的で、館内における撮影を禁止としてきました。
- ② 近年では、スマートフォンの普及やSNSの浸透などにより、家族や友人、自分自身、施設などを撮影したいとの声が寄せられています。
- ③ これらの利用者の方の中には「図書館の館内が撮影NGであることを知らなかった」という人も多く、職員や他の利用者の方から注意されてしまう

ことなどもあるため、館内の撮影ルールを見直す図書館が増えてきています。

(イ) 見直しに向けた方向性

協議会での慎重な意見を踏まえ、令和8年度からの試行は見送ることとしますが、社会状況や図書館の取り巻く環境の変化が生じたときには、次の論点に基づいて再び検討をお願いします。

- ① 禁止ではなく、どうすれば撮影が可能になるか、という観点から検討を進めるべきであると考えます。
- ② ルールで禁止するよりも、スタッフに声をかけるなどコミュニケーションを促す運用が望ましいです。
- ③ 図書館は「本のある空間」として若い世代からの撮影のニーズが高まっており、この要素をどう考えるべきか検討が必要です。

以上